

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年7月10日(木)
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員14名+推進委員3名)

### 農業委員(14名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、3番 山本 隆、4番 榎本良樹、  
5番 水上昭和、6番 安永文秋、7番 本田瑞希、8番 阿部 進、  
9番 安河内龍一、10番 松川公彦、11番 宮野和男、12番 本田孝光、  
13番 渡邊三郎、14番 舟越俊茂

### 推進委員(3名)

1番 安部 等、13番 安武利勝、14番 大和秀寛、

- 4 欠席委員 なし

### 5 議事日程

第1 議事録著名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第9号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- (3) 議案第10号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表及び令和7年度最適化活動の  
目標の設定等について
- (4) 議案第11号 地域計画の策定について

第3 報告事項

- (1) 報告第6号 非農地証明願の届出について
- (2) 報告第7号 農用地利用集積等促進計画について

- 6 その他

- 7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典  
課長補佐 佐野 史晃  
主事 甲斐 裕己子

## 8 会議の概要

議長 ただ今から、令和7年度第4回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中14名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。11番 宮野委員、12番 本田孝光委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページ議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。事件番号1番、

### 【事件番号1番 説明】

議長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いします。

委員 譲受人は春日市在住ですが、近くに実家がありまして、今は週5回くらい来られています。自分たちが食べる分のために、自分の家の道の挟んだ反対側を買ってお米を作ろうという話で売買されます。もう20年ばかり何もされてなかったんで、萱やら生えています、それも全部除けて田んぼをするという話です。以上です。

議長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いします。

委員 譲受人は家族で農業されてまして、帰ってきたときにはこちらですということでした。農地パトロールで見に行った耕作放棄地だったので、そこが田んぼとして復活するのであればいいことだと思います。許可しております。以上です。

議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 私から一点よろしいでしょうか。遊休農地になっているとのことでしたが、水路の関係はどうなってますか。

委 員 水路は大丈夫です。2筆あって、1筆とんでもう1筆買ってるんですが、そこは扱われずに水をとるために使わせてくださいということだったので、いいと思いますという風に言っております。

議 長 遊休農地の場合は水路がいかんことがあるので、ですね。

議 長 ほかにないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、許可といたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきましては、委員が譲受人となっておりますので、一時退席をお願いいたします。(委員 退席)それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 事件番号2番、

**【事件番号2番 説明】**

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見を願いたいします。

委 員 23日に現地に見に行きまして、畑の売買ですので特に支障ありません。息子さんと一緒に畑をやっていくという内容ですので支障ないと思います。

議 長 事件番号2番の担当地区の農業委員さんにつきましては、譲受人となっておりますので、意見は省略いたします。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。それでは委員に入室

していただきます。(委員 入室)

議 長 続きまして、事件番号3番につきまして事務局より説明をお願いします。

事 務 局 事件番号3番、

**【事件番号3番 説明】**

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 買い手さんから連絡がありまして、土地を見させていただきました。持ち主は千葉の方で、地図の間の部分に家があるんですが、そちらも全部まとめて買われるということでした。地元の方に農家をしていただくこととなりますので、特に問題はないと思います。

議 長 事件番号3番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 推進委員さんの言うように、空き家もありますしそちらがずっと放置されておりまして、持ち主も遠くにいて現状管理ができていないということですので、農業するのならいいですよということにしております。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

事 務 局 10ページ議案第9号 農用地利用集積計画の決定について11ページをお願いします。こちらは機構からの所有権移転となります。

**【説明】**

- 議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。
- 議 長 次に、議案第10号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和7年度最適化活動の目標の設定等についてでございます。それでは、事務局説明をお願いします。
- 事 務 局 続きます、12ページ、議案第10号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和7年度最適活動の目標と設定等についてでございます。  
農業委員会法第37条に基づく実施状況の公表資料になります。様式は定められておまして、まず13ページより令和6年度の実施状況の公表資料、18ページより令和7年度の目標設定等の公表資料を添付いたしております。内容につきましては、農業委員会の現在の体制や農家・農地等の概要、農地の集積や遊休農地の状況等が主な内容となります。本委員会での議決後、ホームページにて公表する予定としております。
- 議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。
- 委 員 質問ではありませんが、お勉強ということで、14ページの遊休農地の関係なんです、緑区分と黄色区分というのはどういった意味なのかと。
- 事 務 局 緑というのが少しトラクターなどで手を入れれば農地として復旧が可能な農地というものです。黄色というのは、雑木等が生えていて農地として復旧するのが難しい農地が黄色区分というようになっております。
- 委 員 分かりました。
- 議 長 その他、質問・意見等ございますか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。本内容については、今後市のホームページ上で公表することとなります。

議 長 次に、議案第11号、地域計画の策定についてでございます。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局 続きまして21ページ、議案第11号地域計画の策定について、22ページをお願いいたします。  
地域計画につきましては、本年3月に東部地区のみ先行して策定をさせていただいておりました。今回宮若市全体で地域計画ができましたので、農業委員会の議案として挙げさせていただいております。

22ページの地域名、括弧書きで(東部、西部、中央、笠松、若宮、中、山口、吉川・日吉)というかたちで、ブロックごとに地域計画を策定させていただいております。面積につきましては、すべてのブロックを合わせた面積になっております。簡単に説明させていただきますと、農業振興地域を地域計画に持ってきています。農業委員会では転用がございますが、農業振興地域内であれば、まず除外の手続きがございますが、その除外の前にこの地域計画から外す手続きが一つ必要になります。ですので、農業振興地域の農振農用地については、除外の前にひと手間かかるようになりますので、これまでよりも恐らく一月ほど時間がかかるようになると思われれます。こちらの地域計画につきましては、担い手といたしまして、宮若市の認定農業者の方、地域で主立って農業をされている方々が登録をされております。利害関係につきましては、一般の農家の方は、地域計画にかんして特段影響はございません。認定農業者の方等が補助申請をする際に、地域計画の中に位置づけられる必要が生じておりますので、担い手としてそうした方々を登録しております。地域計画につきましては、今後、随時変更していくというようなかたちになると思われれますが、申しあげました通り、農業振興地域からの除外等の場合は、農業委員会でも地域計画の変更ということでご報告をさせていただくようになると思っておりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

議 長 質問・意見等ございますか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3 報告事項でございます。  
報告第6号 非農地証明願の届出について、  
報告第7号 農用地利用集積等促進計画について、事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 23ページ報告第6号 非農地証明願の届出につきまして、24ページ  
をご覧ください。

非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いた  
します。

【説明】

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現  
況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたしま  
す。

引き続き25ページ報告第7号 農用地利用集積等促進計画につしま  
して、26ページをご覧ください。

農用地利用権設定等計画一覧表、新規分となります。

【説明】

新規分は他3件で合計11筆、面積が9,682.03㎡となります。

次に27ページをお願いします。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分になります。

【説明】

7月分、継続、新規合わせて14筆、面積12,863.03㎡となっております。  
以上でございます。

議長 ただ今の事務局からの報告第6号、7号について、ご質問、ご意見等ご  
ざいましたらお願いします。

委員 今の賃料はまちまちだと思うんですが、相談を受けたときにどの程度で  
答えたらよいでしょうか。

事務局 毎年、1月の広報で平均の賃料を農業委員会として掲載させていただ  
いております。現在の平均が11,000円くらいが平均になっております。  
最近、お米の値段も上がっておりますので、農業委員会の方にもどのく  
らいが妥当かというご相談もあります。ただ申しあげたように、1月に  
平均値を掲載しております。その金額には0は含んでおりません。0、  
無償を含めると、9,800円くらいが平均値になっております。また、地  
域によって、価格が決まっているところもございますので、地域の方に

ご相談されてくださいというのが一番かなと思います。

委員 無償もあるということですね。了解です。そのことも頭に入れておきます。

議長 その他、質問・意見等ございませんか。ないようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。